

令和3年度

# 東京都消費生活調査員を募集します!!

東京都では、都民の方々と協働で、消費生活に関する調査を行っています。  
この調査結果等により業界や事業者に対して必要な指導等を行い、事業行為の適正化に活用しています。

## ◆応募要件

消費生活に関心をもつ、**都内在住**で**令和3年4月1日現在20歳以上**の方  
(地方公務員は除きます。)

## ◆任 期

**委嘱の日から令和4年3月31日まで**  
(都外に転居された時点で、任期終了となります。)



## ◆募集人数

500人

## ◆調査内容

A,B,Cのいずれか1区分の調査と、消費生活に関する情報の提供や意見の提出

調査区分	調査内容等
A (食品表示調査) 200人	食品表示法等に基づく食品の表示状況についての店舗調査 (研修会1回、調査5回) ※注
B (表示・広告調査) 200人	景品表示法等に基づく商品やサービスの表示・広告の調査 (研修会1回、調査3回：うち1回は店舗調査) ※注
C (計量調査) 100人	調査員が日常生活で購入した生鮮食品等15点の内容量の調査 (研修会1回、調査6回：はかりは都が提供)

HP「東京くらしWEB」から調査資料をダウンロードし、回答していただきます。

※注 A及びBの店舗調査は、調査員ご自身が店舗に出向き店長等の了解を得たうえで調査していただきます。  
**覆面調査ではありません。**Bの店舗以外の調査は、調査員ご自身で広告(新聞折込チラシ、ポスティング・チラシ、雑誌、フリーペーパーなど)を入手し、表示内容を調査していただきます。

※社会情勢等により、研修会の実施有無や調査内容・回数等は変更となる場合がございます。

## ◆謝礼金

調査及び研修会出席の実績に応じて支払います。

A,B,Cの調査：1回**3,000円**

研修会：**2,000円**(交通費なし)



研修会や調査方法などの詳細は HP「東京くらしWEB」の  
『東京都消費生活調査員』Q&Aでご確認ください。

問合せ先

東京都生活文化局 消費生活部 企画調整課 消費者情報担当

☎ 03-5388-3076





## 【応募方法】

### (1) インターネットによる応募

HP「東京くらしWEB」のトップページバナー「消費生活調査員募集中」よりアクセスし、下記必要事項①～⑧を電子申請システム上に入力してください。

東京くらしWEB

検索



下記 URL より、消費生活調査員募集ページに直接アクセスすることもできます。

「消費生活調査員募集ページ」



URL

[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/t\\_chosain/](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/t_chosain/)

※電子申請にて応募される場合は、電子申請の「申請者情報登録」が必要です。詳細は「東京くらしWEB」をご確認下さい。

### (2) 郵送による応募

下記必要事項①～⑧を記入し、下記宛先に郵送してください。

※様式は自由ですが、「東京くらしWEB」から「東京都消費生活調査員応募フォーム」をダウンロードすると便利です。

#### 【必要事項】

- ①住所 ②氏名(ふりがな) ③年齢(令和3年4月1日現在)
- ④職業 ⑤連絡先電話番号 ⑥希望する調査区分(A,B,Cのうち1区分又は、希望順位を付けての複数記載) ⑦情報の入手先(募集チラシ、東京くらしWEB、区市町村広報紙など) ⑧応募動機(300字～400字程度)

#### 【宛先】

〒163-8001  
新宿区西新宿 2-8-1  
東京都生活文化局 消費生活部 企画調整課 消費者情報担当

※お送りいただいた個人情報は、消費生活調査員制度以外の目的には使用しません。



## 【募集期限】

令和3年1月15日(金曜日)から令和3年2月17日(水曜日)まで(受信・消印有効)



## 【選考方法】

地域配分、応募動機等を考慮のうえ選考します。  
選考結果は、令和3年3月中旬までに、応募者全員に通知します。



## 【その他】

選任した調査員の中から、災害時の緊急調査にご協力いただける方を「災害時緊急調査員」として登録します。

この調査は、災害時において都が必要とするときに、食品や日用品の品不足等の状況を小売店で調査し、インターネットにより回答するものです。その他、必要な場合には区分以外の調査を緊急にお願いすることがあります。